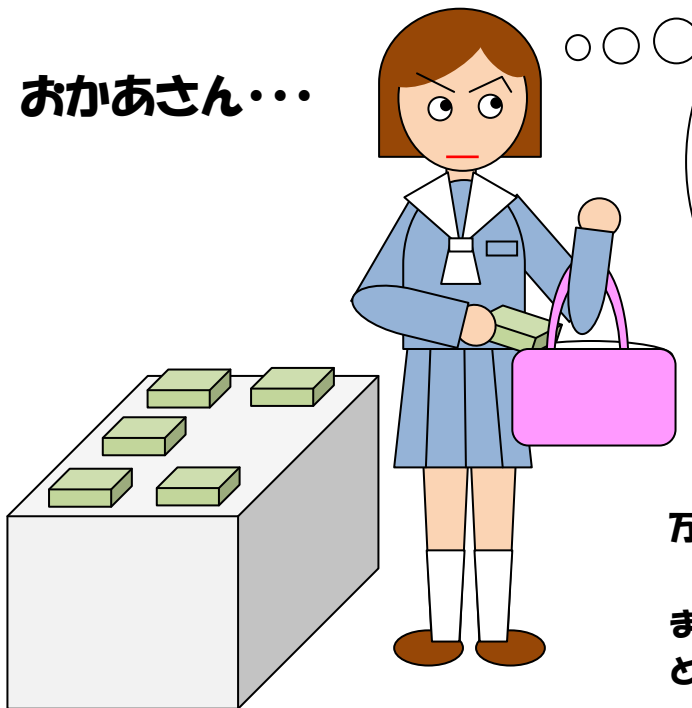


刑法第 235 条 窃盗罪

万引きは犯罪です。

自分が万引きするだけでなく、
万引きの見張りをすること
万引きを命令すること
盗んだ物をもらったり買ったりすること
も犯罪になります。

おかあさん…



まさか
うちの子が



万引きは、家族を悲しめます。

また、一度失った信頼を取り戻すのは
とても大変なことです。